

南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 7 2005年10月31日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

☆**対県知事訴訟（南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム）**

第5回訴訟期日は11月24日（木）10時～

☆**対宇都宮市長訴訟（湯西川ダム）**

第5回訴訟期日は12月14日（水）10時～

いずれも宇都宮地方裁判所302法廷。

いよいよ本論の、財務会計行為に関する釈明がおこなわれるか!!

裁判終了後、毎回、弁護士会館で担当弁護士による解説がおこなわれます!!

11月24日には、解説のあとNHK・TV「地下水ビジネス」のビデオを見ます。

ぜひ多くの会員の傍聴を!!

ストップ ザ ハツ場ダム

STOP THE YAMBA DAM

住民訴訟提起1周年集会

前代未聞・一部五県同時の、税金ムダ遣い裁判はこうなっている

水没地と周辺の住民がどんなに苦しもうとも、水環境がどんなに変化しようとも、事業費がどんなにアップしようとも、計画の見直しをしない異常さ。関連事業を含め総事業費5,900億円、利息分も含めると8,000億円という巨額のむだ遣いは絶対に許されません。私たちは6都県それぞれに対し、百害あって一利もないハツ場ダム事業から撤退するよう求めています。提訴から1年が経過したのを期に、報告集会を開きます。

日時：2005年11月27日（日）13:15～16:30

会場：南大塚ホール（JR山手線大塚駅南口下車徒歩5分）(03-3946-4301)

- ・ミニコンサート
- ・訴訟経過報告
- ・ハツ場ダムの現状報告
- ・講演「はじめて国の巨大ダムを止めた村のたたかい」
藤田 恵（元・徳島県木頭村村長）
- ・集会宣言

資料代：1,000円

主催：ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会

“南摩川流域”ってどんなところ？

南摩ダム建設予定地で 第2回自然観察会

日 時：2006年1月7日（土）午前9時～12時
集合場所：鹿沼市上南摩・室瀬（りーばす龍神前停留所・ダム反対の看板がある）
持ち物：あれば双眼鏡など適宜
参加費：無料（小さいお子さんは保護者同伴をお願いします）
申し込み：TEL/FAX 028-634-9070（葛谷）
主 催：思川開発事業を考える流域の会
ムダなダムをストップさせる栃木の会
日本野鳥の会栃木県支部

第4回裁判の概要

☆対県知事訴訟(9月8日)

原告側は準備書面で、ハツ場ダムに関して、栃木県が受ける治水上の「著しい利益」とは何か、この費用負担について県はどのような検討を行ったのか明らかにするよう求めた。思川開発事業に関しては、栃木県が受ける治水上の利益とは何か、130億円という負担額についてどのような検討を行ったのか明らかにするよう求めた。湯西川ダム治水関係負担金については、このダムによって栃木県がどのような治水上の利益を受けるのか、その負担額が103億円であることについて、栃木県はどのような検討を行ったのか、明らかにするよう求めた。思川開発事業の利水面については、この事業によって0.821m³/sの水源を確保することとした理由を具体的に明らかにし、その対価が86億円で妥当かどうかについて、県はどのような検討を行ったのか、明らかにするよう求めた。また、栃木県の負担は、直接の対価である86億円の外、水特法に基づく負担金や基金事業の負担金、取水、導水、浄水、配水等の関連施設整備に要する費用が必要になるが、これらを併せた費用の総額はどの程度になるのか明らかにするよう求めた。

これに対し被告側からの準備書面では、費用負担の法的根拠と、県と国や水資源機構との間の手続き書面とか、基金負担金に関する他県との負担割合などの協定についてのものであり、こちらが求めている実質論的なものではなかった。逆に「原告側がなぜ財務会計上違法とするのか、その法的根拠を明らかにするよう」求められたので、次回に対応する必要がある。

☆対宇都宮市長訴訟(9月21日)

湯西川ダムに参加することで、宇都宮市は約92億円の負担をすることになる。市は事業参加に当たりどのような検討を行ったのか、0.30m³/sもの利水の根拠、水特法や基金事業の負担金、並びに取水、導水、浄水、配水等の関連施設整備に係る費用を併せた事業総額と、それらの費用を賄う財源及び支払方法を、その検討経過も含めて明らかにせよ。以上について被告側に釈明を求めた。

被告側の準備書面ではこれらの一部については触れているが、すべてに対して答えた書面は未だ出てこない。宇都宮市は事業の見直しを行っているが、この見直しが適正であったかどうか、しっかりとチェックしなければならない。次回以降、鳥瞰図的な資料が出てくれば、争うことができる。

ムダなダムをストップさせる栃木の会
小山市城東2-10-22
TEL：0285-23-8505
FAX：0285-22-5608
年会費：3,000円
郵便振替口座：00140-1-500609

急告—この訴訟の原告代理人として尽力くださって

いた小野瀬芳男弁護士が、病気のため10月19日急逝されました。謹んで哀悼の意を表します。